

年末年始の区施設の休館休止 (1面つづき)

● 開館日
■ 休館日

施設名	12月							1月				
	25 (金)	26 (土)	27 (日)	28 (月)	29 (火)	30 (水)	31 (木)	1 (金)	2 (土)	3 (日)	4 (月)	5 (火)
区役所	●			●							●	●
出張所・特別出張所	●			●							●	●
区民館	●	●	●									●
保健所 (健康センター除く)	●			●							●	●
保健相談所	●			●							●	●
男女共同参画推進センター	●	●	●								●	●
産業会館	●	●		●							●	●
商工情報センター	●	●	●								●	●
消費者センター	●										●	●
こうとう若者・女性しごとセンター	●	●		●							●	●
青少年交流プラザ	●	●	●								●	●
文化センター (江東区・豊洲・亀戸)	●	●	●								●	●
文化センター (森下・古石場・東大島・砂町)	●	●	●	●								●
総合区民センター	●	●	●								●	●
深川江戸資料館	●	●	●						※1	※1	●	●
中川船番所資料館	●	●	●									●
芭蕉記念館	●	●	●						※1	※1	●	●
深川東京モダン館	●	●							●	●		●
ティアラこうとう	●	●	●	●								●
スポーツ会館・ スポーツセンター	●	●	●						※2	※2	●	●
健康センター	●	●	●								●	●
屋外スポーツ施設 (夢の島競技場)	●	●	●								●	●
屋外スポーツ施設 (野球場)	●	●	●								●	●
屋外スポーツ施設 (テニスコート)	●	●	●		●	●					●	●

施設名	12月							1月				
	25 (金)	26 (土)	27 (日)	28 (月)	29 (火)	30 (水)	31 (木)	1 (金)	2 (土)	3 (日)	4 (月)	5 (火)
福祉会館 (古石場・塩浜・東陽・東砂)	●	●	●									●
福祉会館 (千田・亀戸・大島)	●	●		●							●	●
ふれあいセンター	●	●		●							●	●
グランチャ東雲	●	●	●	●							●	●
長寿サポートセンター	●	※3		●							●	●
権利擁護センター	●			●							●	●
障害者福祉センター	●	●	●	●							●	●
子ども家庭支援センター	●	●	※4	●							※5	●
えこっくる江東	●	●	●									●
教育センター	●	●	●									●
児童館 (平野・東雲・千田・亀戸・亀戸第二)	●	●		●							●	●
児童館 (平野・東雲・千田・亀戸・亀戸第二以外)	●	●	●									●
江東きッズクラブ	●	※6		●							●	●
図書館	●	●		※7								●
枝川図書サービスコーナー	●	●	●									●

※1：正月特別開館で展示室のみ開館
※2：プール (9:30～17:00) およびトレーニング室 (9:00～17:00) の個人利用 (深川スポーツセンターはトレーニング室のみ)、施設の団体貸出 (9:00～17:00) を実施 (深川北スポーツセンターは修繕工事のため、1/2 (土)～31 (日) まで体育室貸出不可)。
※3：豊洲長寿サポートセンターは休館
※4：有明子ども家庭支援センターのみ開館
※5：子育てひろばは休止 (有明は除く)
※6：土曜江東きッズクラブのみ開室
※7：19:00に閉館

☆区役所2階・豊洲特別出張所のマルチコピー機およびコンビニ店舗等でのマルチコピー機によるコンビニ交付サービスは12/29 (火)～1/3 (日) 休止

生活保護制度 暮らしに困ったときは相談を

生活保護は、日本国憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが利用できます。「病気やけがなどで収入がない」「働いていても収入が少ない」など、生活費や住宅費、医療費等に困っている方にその不足分を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。

生活保護は、国の決めた保護基準 (最低生活費) とその世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、その不足する分が支給されます。

ただし、生活保護に優先して、次のような世帯の状況に応じた努力を行っていただくことになります。

○預金や土地などの資産を活用

国保・後期高齢者保険料

口座振替済通知・国保医療費通知を送付

令和2年中 (令和元年度12月期分・令和2年度11月期分) に口座振替で納付した国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の口座振替済のお知らせを12月下旬ごろに発送します。このお知らせは、口座振替で保険料を納付している方へ、確定申告等の資料にご使用いただけるように毎年送付しています。

※国民健康保険は、世帯主が加入者でない場合でも世帯主宛に

整骨院・接骨院にかかるとき

医療保険適用に正しい理解を 日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外

整骨院等で、保険証を使って施術が受けられるのは、外傷性のけがの場合に限られます。

「保険が使える場合」

○骨折と脱臼 (医師の同意がある場合)

○捻挫、打撲、肉離れ、骨折・脱臼の応急手当

「保険が使えない場合」

○疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労

○脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の施術

○同じ負傷について保険医療機関で治療中の場合

○労災保険等が適用される負傷等

「治療を受けるときの注意」

たことによる窓口等でのお手続きはありません。医療費通知が不要な方は、医療保険係までご連絡ください。

※税制改正により平成30年1月1日から確定申告等 (医療費控除) に医療費の明細書として使用できる場合があります。

「送付日」2月中旬ごろ

人 令和元年11月・令和2年10月の間に医療機関等を受診された方を含む世帯※すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません。

「医療保険課医療保険係」

☎ (3647) 8516
FAX (3647) 8443

「治療費を支払うときの注意」

○無料で発行される窓口支払いの領収証は、必ず受け取る

○柔道整復施設療養費支給申請書は内容をよく確認して署名する※代筆も可能 (捺印が必要)

「アンケート調査にご協力を」
柔道整復の施術に係る費用は、柔道整復師が施術を受けた方に代わって保険請求を行う「受領委任」という方法での請求が認められています。

適切な保険請求がされているかを確認するため、施術を受けた方を対象にアンケート調査を行っています。ご自宅にアンケート調査票が届いた場合は、わかる範囲でご記入いただき、返信をお願いします。

「医療保険課保険給付係」

☎ (3647) 3168
FAX (3647) 8443



こうとう区報でご案内しているイベント等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または変更される場合があります。イベント等へ参加される際は、マスクの着用、検温等にご協力ください。また、体調の優れない方は参加をお控えください。詳細はホームページをご確認いただくか主催者へ直接お問い合わせください。